

森林環境税（仮称）の創設及び適切な制度設計の推進を求める意見書

「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けての検討が政府により進められてきた。そして平成30年度税制改正大綱において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決定され、基本的な仕組みとして納税義務者や施行期日等が明確に示されたところである。

このことは森林が多く所在する山村地域の市町村において木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあることから、着実な森林吸収源対策及び担い手育成等を実施し、持続的に森林整備を行うことができるよう恒久的・安定的な財源確保のために必要な税制であるものと理解している。

現在、県による緑税が個人に課税されており、地域住民参加型の里山保全をはじめグラウンドなどの都市緑化事業などにも幅広く対応していることから、森林環境税（仮称）の創設に当たっては事業内容や税制について適切な制度設計を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年（平成30年） 3月28日

高 砂 市 議 会